

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諏訪市長 金子 ゆかり

市町村名 (市町村コード)	諏訪市 (20206)	
地域名 (地域内農業集落名)	湖南地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田作には経営能力のある担い手が複数いる一方、畑の条件が悪いため、畑作の担い手が規模拡大できない。
- ・水田圃場の規格が小さい。また、凍結や地盤沈下によって、水路や農道が老朽化している。
- ・資材代や光熱費などが値上がっており、農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高齢化等で農業の継続が困難となった場合、農地が平地の水田であれば、担い手に作業受託して集約を進める。
- ・地下水位が高いため、平地の水田での転作は困難。生産調整については、加工用米や新規需要米の取組を行うほかないが、そのためにも経営の効率化が必要。
- ・他地区で推進中の水田農地の基盤整備事業に向けた検討を行い、担い手への農地集積を進め、担い手の農業経営の効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

湖南地区における農業振興地域内の農用地区域内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大規格化や平坦化等の基盤整備を視野に入れた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣地域やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導や農業用機械のレンタルに係る支援を図るなど、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図るため、地域の担い手への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・農業委員会において、耕作が困難となった農地所有者と、地域農業の担い手とを繋ぐ体制づくりを進める。
- ・地域の特産品の検討を行う。
- ・新規需要米への取組を推進する。
- ・農地中間管理事業において、地域の農地利用調整の合意形成のため、物納(米)の取扱いも可能としていく。